

大型自動車

原則、通行禁止となります。

通行許可の申請

市長の許可

ただし、許可には条件が付されます。

無許可

許可条件違反

許可を受けた事項
の違反

通行可

許可取消

罰金

※ただし、
一日の通行台数が制限
されます。

「違反者」及び「違反者を使
用する法人等」の両者に対し、
10万円以下の罰金が科され
ます。